

異議申立書（下水道使用6）

平成25年12月25日（木）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成25年12月5日（木）付け平成25年度下水道使用料督促状（平成25年10月分）による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成25年12月6日（金）

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

貴職は、青森市議会に対して「下水道使用料徴収委任先である企業局長から異議申立人からの徴収が不能となった旨の連絡があったので異議申立人に対し督促状を発行した。異議申立人以外の下水道使用料滞納者に対しては企業局長が納付勧奨をしているので督促状は発行していない。」と説明している。

しかし、企業局長は異議申立人に対しては納付勧奨をしていない。にも関わらず相馬環境部長は「異議申立人に対して納付勧奨をしたが、納付を拒否された」とも受け取れるような、真実から大きくかけ離れた説明をしている。

貴職が異議申立人のみに対して督促状を発行することが差別的取扱いではないと強弁するのであれば、なぜ企業局長は異議申立人に対して納付勧奨をしていないのに「徴収不能」と断定したのか理由をあきらかにするべきである。

私以外の滞納者に督促状を発行していない現状は違法であり、私のみにも督促状を発行することは差別的取扱いであり違法不当である。

貴職は議会に対して真実を語るべきである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。



水丁

